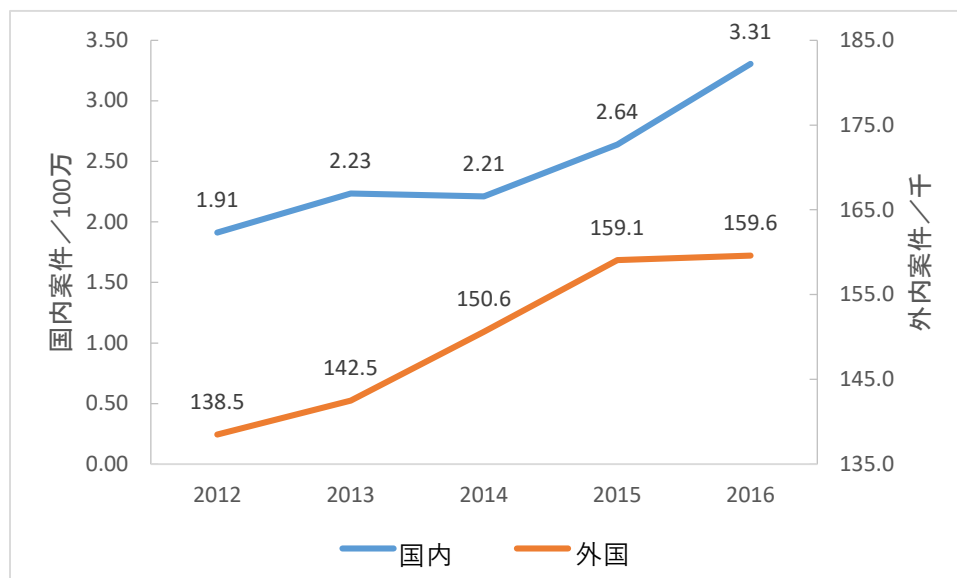


SIPO による 2016 年度特許統計年次報告書

2017 年 9 月に、中国国家知識産権局（SIPO）が 2016 年度特許統計年次報告書を公表した。この年一回の出版物は、SIPO の日々の仕事を通して集められた包括的な統計データを含み、特許手続き、維持および行政強制の領域における多方面の中国の最近の特許状況を反映している。200 ページを超えるこの報告書は、提出された特許出願、付与された特許、有効な特許、代理人を介した特許出願、IPC（国際特許分類）別の付与された特許、外国への出願と付与（2015 年の統計のみ）および特許行政強制のそれぞれの統計を示す 7 つの部分からなる。本稿は、グローバルな特許コミュニティの注意を引き得る、際立って興味深い側面の統計データを示す。

SIPO が受領する特許出願が雪だるま式に増大

SIPO は比較的歴史が浅いにもかかわらず（1980 年代初めに運営を開始）、SIPO が 1985 年 4 月から 2016 年 12 月までに受領した特許出願の累積数は、2,170 万件に上り、そのうちの 35.4% は、発明特許出願であり、37.3% が実用新案出願、27.3% が意匠特許出願である。興味深いことに、これらの特許出願の 8.8% のみが外国の出願人により提出された。報告書は、また、以下のグラフが示すように、2012 年から 2016 年までの国内案件と外内案件の両方の年毎の特許出願数を提示する。国内の出願人によって提出された特許出願数は、過去 2～3 年にわたり相当な割合で伸びており、一方、外国からの出願数は、2015 年以降横這いとなっているようだと言ってもいいであろう。これは、増大している全体量と伸びている国内案件の割合という要素を兼ね備えていることを勘案すると、迅速な技術革新が中国で起こっていることを反映している。



『年間受領特許外国出願の分布を検証すると、2016 年の上位 4 か国は、日本、米国、韓国およびドイツ（ドイツは、特許出願の累積数が韓国を上回るが）であることを示す。地理的に中国に近いので、約 1.4 億人の有望な市場である日本は、おそらく近い将来に向けて依然として首位に立ち続けるであろう。

付与と効力

過去 30 年にわたる 2,170 万件の累積特許出願（上記に記載）のうち、1,220 万件の特許が付与され、その 9.1% は、外国出願に付与された。一般に、年間の全付与数は、上昇し続ける提出済み出願数が引き金となって、2012 年の 120 万件特許から 2016 年の 170 万件特許に着実に伸びている。上記のグラフに示される外内案件の出願が示すパターンと同様に、外国出願への付与は、12 万件で横這いになっている。しかし、2015 年と 2016 年の外国出願人に対する著しく高い付与／出願の平均比率は、約 77% であり、国内出願人の率 54% より高い。明らかに、日本は、2016 年に発行された外国出願への付与のリストのトップであり、約 4,000 件の特許が付与された。米国がそれに次いで 3,000 件付与されている。2016 年 12 月において有効な特許数は、全部で約 630 万件であった。これら有効な特許のうち、12% は外国の特許所有者に帰属していた。

行政強制

時間がかかり費用のかさむ司法による救済措置の代替として、特許行政強制が特定の状況では好ましい戦略であり得る。この種類の特許強制は、特許侵害訴訟、特許詐称通用において、また特許出願権、特許所有権、特許ライセンスなどに関する訴訟において利用することができる。行政強制は、SIPO の指導の下、異なる政府レベルの特許事項行政当局から義務付けられ、該当局により実行される。

2016 年には、国内各地の特許事項行政当局は、特許侵害訴訟に関する 20,351 件の事件を新たに調達し、別の 19,682 件の事件を結審した。大多数の申立人は国内の特許権者であったが、約 800 件が外国の特許保持者により申し立てられたのは、全く稀というわけではない。結審した特許侵害事件の 3 分の 2 近くは、両当事者により和解に至った。

まとめとして、2016 年度統計年次報告書は、特許出願の原動力となっている中国の冷めない推進力を実証する。世界第 2 位の経済大国は、世界中の特許出願人にとってホットな場所であり続けることは間違いない。